

さわやか信金アプリ利用規約および特約新旧対照表

2025年10月23日改正

新	旧
<p>さわやか信金アプリ利用規約</p> <p>第1条【サービス内容等】</p> <p>2. 預金残高照会、取引明細照会機能</p> <p>「さわやか信金アプリ」サービス（以下「本サービス」といいます。）では、当金庫所定の手続きでご登録いただいた<u>普通預金</u>口座の「預金残高照会」と、「取引明細照会」ができます。取引明細は、照会実行日を含めた過去62日間のお取引明細から最新の50件を表示します。なお、本アプリは、同一名義人の口座であれば、1端末につき、<u>普通預金</u>5口座まで登録できます。</p> <p>4. 通帳アプリ機能</p> <p>本アプリでは、当金庫所定の手続きでご登録いただいた<u>普通預金</u>口座を「通帳アプリ口座」（無通帳扱い）に切替えることができます。お客さまは「通帳アプリ口座」（無通帳扱い）に切替えた日より、最大10年分の取引明細を本アプリで閲覧できます。「通帳アプリ口座」（無通帳扱い）への切替後は紙の通帳は使用不可となります。切替時点で通帳に記帳されていない取引明細は通帳に記帳いたしません。当該取引明細は、切替日の翌々日から、本アプリで確認することができます。なお、切替前に紙の通帳に記帳されている取引明細については、本アプリでの確認はできません。</p> <p>6. 定期預金取引</p> <p>本アプリでは、<u>所定の手続きで登録いただいた普通預金口座と同じ支店における、お客さまが現在保有する全ての定期預金の明細をご確認いただけるほか、</u>定期預金口座の開設、新約、預入および解約等を行うことができます。利用可能な取引内容については、当金庫所定の各規約をご確認ください。</p>	<p>さわやか信金アプリ利用規約</p> <p>第1条【サービス内容等】</p> <p>2. 預金残高照会、取引明細照会機能</p> <p>「さわやか信金アプリ」サービス（以下「本サービス」といいます。）では、当金庫所定の手続きでご登録いただいた口座の「預金残高照会」と、「取引明細照会」ができます。取引明細は、照会実行日を含めた過去62日間のお取引明細から最新の50件を表示します。なお、本アプリは、同一名義人の口座であれば、1端末につき、5口座まで登録できます。</p> <p>4. 通帳アプリ機能</p> <p>本アプリでは、当金庫所定の手続きでご登録いただいた口座を「通帳アプリ口座」（無通帳扱い）に切替えることができます。お客さまは「通帳アプリ口座」（無通帳扱い）に切替えた日より、最大10年分の取引明細を本アプリで閲覧できます。「通帳アプリ口座」（無通帳扱い）への切替後は紙の通帳は使用不可となります。切替時点で通帳に記帳されていない取引明細は通帳に記帳いたしません。当該取引明細は、切替日の翌々日から、本アプリで確認することができます。なお、切替前に紙の通帳に記帳されている取引明細については、本アプリでの確認はできません。</p> <p>6. 定期預金取引</p> <p>本アプリでは、通帳アプリ口座（無通帳扱い）に限り、定期預金口座の開設、新約、預入および解約等を行うことができます。利用可能な取引内容については、当金庫所定の各規約をご確認ください。</p>

9. 各種申込機能

本アプリでは、当金庫所定のサービスおよび手続きの申込みができます。各種申込機能を利用するには、本アプリでの普通預金口座情報の登録および本人認証のためログインパスワードの入力が必要になります。また、一部の申込みには、運転免許証または個人番号カードによる本人認証が必要となります。なお、各種申込機能では以下の申込みが可能です。

第6条【注意事項】

4. メイン口座

同一口座を複数のスマートフォンのメイン口座（初回口座登録時に登録する普通預金口座）として利用する事はできません。既に他のスマートフォンでメイン口座として利用されている普通預金口座を別のスマートフォンのメイン口座として登録した場合、先に登録していたスマートフォンでは利用できなくなります。

(2025年10月23日現在)

9. 各種申込機能

本アプリでは、当金庫所定のサービスおよび手続きの申込みができます。各種申込機能を利用するには、本アプリでの口座情報の登録および本人認証のためログインパスワードの入力が必要になります。また、一部の申込みには、運転免許証または個人番号カードによる本人認証が必要となります。なお、各種申込機能では以下の申込みが可能です。

第6条【注意事項】

4. メイン口座

同一口座を複数のスマートフォンのメイン口座（初回口座登録時に登録する口座）として利用する事はできません。既に他のスマートフォンでメイン口座として利用されている口座を別のスマートフォンのメイン口座として登録した場合、先に登録していたスマートフォンでは利用できなくなります。

(2023年3月1日現在)

「さわやか信用金庫 通帳アプリ口座（無通帳扱い）」に関する特約

1. (特約の適用範囲等)

(2) この特約は、次の規定（以下「関連規定」といいます。）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。

- ・普通預金取引規定（決済用普通預金を含む）
- ・貯蓄預金取引規定
- ・定期性総合口座取引規定（決済用総合口座を含む）
- ・定期預金等共通規定
- ・自動継続自由金利型定期預金（M型）規定

2. (通帳レス口座)

(1) 通帳レス口座とは、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『さわやか信金アプリ』（以下『通帳アプリ』）の利用により入出金明細を確認いただく普通預金口座をいいます。

(2) 普通預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する普通預金口座（以下「有通帳口座」といいます。）のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。

(3) 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および『通帳アプリ』へ対象となる普通預金口座の登録を必須とします。

7. (預金の受入れ)

店頭で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる普通預金口座のキャッシュカードの提示または『通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

「さわやか信用金庫 通帳アプリ口座（無通帳扱い）」に関する特約

1. (特約の適用範囲等)

(2) この特約は、次の規定（以下「関連規定」といいます。）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。

- ・普通預金取引規定（決済用普通預金を含む）
- ・貯蓄預金取引規定
- ・定期性総合口座取引規定（決済用総合口座を含む）

2. (通帳レス口座)

(1) 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『さわやか信金アプリ』（以下『通帳アプリ』）の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。

(2) 預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座（以下「有通帳口座」といいます。）のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。

(3) 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および『通帳アプリ』へ対象となる預金口座の登録を必須とします。

7. (預金の受入れ)

店頭で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

8. (預金の払戻し等)

- (1) 店頭における通帳レス口座のお取引をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる普通預金口座のキャッシュカードの提示または『通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 当金庫は前項のお取引の手続に加え、当該預金のお取引を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまではお取引を行いません。

9. (『通帳アプリ』による定期預金取引に関する注意事項)

- (1) 『通帳アプリ』により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座開設、新約及び預入については、『通帳アプリ』に普通預金口座または総合口座の普通預金部分(通帳レス口座を含みます。)をご登録いただく場合に受け付けます(以下本条において、ご登録いただいた普通預金口座を「登録普通預金口座」といいます。)。
- (2) 『通帳アプリ』を利用した定期預金取引においては、『通帳アプリ』での表示により通帳・証書の記載に代えます。
- (3) 『通帳アプリ』における定期預金の解約の場合、元金と利息を登録普通預金口座、またはお客さまが指定するお客さま名義の他の普通預金口座(同一の店舗の普通預金口座に限ります。)へ振り替えます。
- (4) 当金庫が特に定める場合を除き、『通帳アプリ』にて開設した定期預金口座については、登録普通預金口座のお取引店とし、届出印鑑は登録普通預金口座の届出印鑑と共通とします。
- (5) 定期預金の預入れ・解約の取消を行う場合は、店頭での手続が必要になりますので、店頭にてお申し出ください。

(2025年10月23日現在)

8. (預金の払戻し等)

- (1) 店頭における通帳レス口座の普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 前項の払戻しまたは解約等の手続に加え、当該預金の払戻しまたは解約等を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。

9. (『通帳アプリ』による定期預金取引に関する注意事項)

- (1) 『通帳アプリ』により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座開設、新約及び預入については、『通帳アプリ』に通帳レス口座として登録されている普通預金口座を総合口座(以下「登録総合口座(普通預金)」)といいます。とする場合に受け付けます。
- (2) 『通帳アプリ』にて開設した定期預金口座については、当金庫が特に定める場合を除き、登録総合口座(普通預金)のお取引店とし、届出印鑑は登録総合口座(普通預金)の届出印鑑と共通とします。(『通帳アプリ』を通じて口座開設された方で印鑑のお届け出されていない方は除きます。)
- (3) 『通帳アプリ』における定期預金の解約の場合、元金と利息を登録総合口座(普通預金)へ振り替えます。
- (4) 定期預金の預入れ・解約の取消を行う場合は、店頭での手続が必要になりますので、店頭にてお申し出ください。

(2023年3月1日現在)